

認知症関係法令等比較表

資料3

	草津市認知症があっても安心なまちづくり条例(案)	認知症施策推進大綱	認知症基本法案(案)
制定 (施行)日	令和2年7月(予定)	令和元年6月18日 (対象期間は2025(令和7)年まで)	未定 (第198回通常国会(平成31年1月28日から令和元年6月26日まで)にて自民・公明党が共同提出。現在、閉会中審査。)
前文		<p>【はじめに】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2018(平成30)年には、認知症の人の数が500万人を超え、65歳以上高齢者の約7人に1人が認知症と見込まれている ・認知症の人を支えられる側と考えるのではなく、認知症の人が認知症とともによりよく生きていくことができるよう、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現 ・世界で最も速いスピードで高齢化が進んできた我が国の取組モデルを積極的に各国に発信する 	無し
目的	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症施策に関する基本理念や施策の総合的かつ計画的な推進の基本施策 ・市民、事業者、地域組織、関係機関および市の役割の明確化 ・認知症の人やその家族が安心して生活できるまちの実現 	<p>【基本的考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症はだれもがなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になることなどを含め、多くの人にとって身近なものとなっている ・認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として推進 ・「共生」とは、認知症の人が、尊厳と希望を持って認知症とともに生きる、また、認知症があってもなくても同じ社会でともに生きるということ 	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症の予防等の推進 ・認知症の人が尊厳を保持しつつ社会の一員として尊重される社会の実現 ・国、地方公共団体等の責務の明確化 ・認知症施策の推進に関する計画の策定 ・認知症施策を総合的かつ計画的に推進
基本理念	<p>【基本理念】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆認知症があっても安心なまちづくりに向けた、市、市民、事業者、地域組織、関係機関の取組 ・認知症の人とその家族の意思が尊重され、自分らしく暮らし続けられる地域共生社会の実現 ・認知症の人が有する力を最大限に活かしながら、安心・安全に社会参加できる地域づくり ・各主体がそれぞれの役割を認識し、連携・協働し取り組む 	<ul style="list-style-type: none"> ・重症化を予防しつつ、周囲や地域の理解と協力の下、本人が希望を持って前を向き、力を活かし、住み慣れた地域の中で尊厳が守られ、自分らしく暮らし続けることができる社会の実現 ・「予防」とは、認知症にならないという意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」ということ ・次の柱に沿って施策を推進する <ol style="list-style-type: none"> 1. 普及啓発・本人発信支援 2. 予防 3. 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援 4. 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援 5. 研究開発・産業促進・国際展開 	<p>【基本理念】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症の人およびその家族の意向の尊重 ・認知症に関する国民の理解が深められ、認知症の人が地域において尊厳を保持しつつ、共生できること ・認知症の人の意思決定の適切な支援 ・認知症の人のみならず家族等に対する必要な支援 ・専門的、学際的または総合的な研究の推進 ・教育、地域づくり、雇用、保健、医療、福祉等の関連分野における総合的な取組とされること

<p>国・地方公共団体の 責務</p>	<p>【市の役割】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆認知症に関する施策を、総合的かつ計画的に推進 ◆認知症の人およびその家族の視点を尊重した正しい知識や対応力を習得するための機会の提供 ◆他の主体と連携・協働し、認知症があっても安心なまちづくりを推進し、環境整備に努める 	<p>無し</p>	<p>【国の責務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症施策の総合的な策定および実施 <p>【地方公共団体の責務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国との適切な役割分担を踏まえ、地域の状況に応じた施策の策定および実施
<p>市民(国民)・事業者 等の役割・責務</p>	<p>【市民の役割】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆誰もが認知症に関わり、なり得るものと捉え、認知症に対する正しい知識を持ち、認知症の人とともに生きていくことへの理解を深める ◆認知症があっても、安心して暮らせるまちづくりのため、交流や見守り等の支え合い活動に積極的に取り組むよう努める ◆認知症予防を含めた認知症への「備え」に努め、市、事業者、地域組織、関係機関が実施する施策や取組に協力するよう努める <p>【事業者の役割】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆認知症に関する理解を深め、従業員に対し教育を講じ、認知症の人の特性に応じた適切な対応を行うよう努める ◆認知症の人やその家族に働きやすい環境での就労継続や、認知症の人の特性に応じた配慮を行い、社会参加・活躍できる機会の創出に努める ◆市、地域組織、関係機関が実施する施策・取組に連携・協力するよう努める <p>【地域組織の役割】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆認知症の理解を深め、認知症の人の見守りや交流・活動できる居場所づくりなど、地域での支え合い活動やコミュニティづくりに積極的に取り組むよう努める ◆市、事業者、関係機関が実施する施策・取組に協力するよう努める <p>【関係機関の役割】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆認知症に関する専門知識や技能の向上に努め、良質かつ適切なサービスの提供に努める ◆認知症の人の状態に応じて、相互に連携して切れ目なく適切な支援を行うよう努める ◆市、事業者、地域組織が実施する施策・取組に協力に協力するよう努める 	<p>無し</p>	<p>【保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者の責務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国および地方公共団体が講ずる認知症施策に協力し、良質かつ適切な保健医療サービスまたは福祉サービスの提供に努める <p>【日常生活および社会生活を営む基盤となるサービスを提供する事業者の責務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国および地方公共団体が講ずる認知症施策に協力し、事業の遂行に支障のない範囲内において認知症の人に必要かつ合理的な配慮をするよう努める <p>【国民の責務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症に関する正しい知識を持ち、認知症の予防に必要な注意を払うよう努める ・認知症の人の自立および社会参加に協力する

<p>各種施策について</p>	<p>【行動計画の策定】 ・認知症に関する行動計画を策定し、実施状況および検証の実施</p> <p>【啓発の推進および人材育成】 ・認知症の人やその家族の思いを発信するとともに、認知症に関する正しい知識と理解を深めるために必要な広報、啓発活動 ・認知症の人やその家族を手助けする認知症サポーター養成の推進 ・教育機関と協力して、子供・若者の認知症に関する理解促進 ・医療、介護従事者の認知症対応力向上の促進</p> <p>【認知症予防の推進】 ・認知症の予防に有効とされる活動を行うための環境整備、情報発信および啓発活動 ・認知症の予防を目的とした活動の支援</p> <p>【地域づくりおよび社会参加の推進】 ・地域における日頃からの声かけや見守りを通じた、共生への意識の醸成と認知症状の早期発見の体制への支援 ・認知症の人やその家族が地域の一員として交流できる環境づくりへの支援 ・社会での役割や生きがいを持ち、その有する力を最大限に活かせるような社会参加の場の確保への支援</p> <p>【認知症の人およびその家族への支援】 ・認知症の人やその家族が気軽に相談、交流できる環境の整備 ・認知症の容態に応じた適時・適切な支援、早期発見・早期介入に向けての関係機関等との連携 ・認知症の人が安心して外出できる体制づくり</p>	<p>【普及啓発・本人発信支援】 ◆認知症に関する理解促進 ・認知症サポーターの養成の推進 ・認知症サポーター養成ステップアップ講座の拡大 ・世界アルツハイマーデー(毎年9月21日)および月間(毎年9月)に認知症に関する普及・啓発イベントの開催 ◆相談先の周知 ・地域包括支援センターおよび認知症疾患医療センターを含めた認知症に関する相談体制を地域ごとに整備 ・認知症ケアパスの積極的な活用 ◆認知症の人本人からの発信支援 ・認知症本人大使(希望宣言大使(仮称))の創設 ・本人座談会(DVD)の普及 ・本人ミーティングの普及</p> <p>【予防】 ◆認知症予防に資する可能性のある活動の推進 ・地域における高齢者が身近に通える場等の拡充 ◆予防に関するエビデンスの収集の推進 ・認知症の予防に資すると考えられる活動事例および論文等を収集し、活動の手引きを作成 ◆民間の商品やサービスの評価・認証の仕組みの検討</p> <p>【医療・ケア・介護サービス・介護者への支援】 ◆早期発見・早期対応、医療体制の整備 ・地域包括支援センターの評価指標や保険者機能強化推進交付金の活用による質の向上を図る ・認知症地域支援推進員等による「認知症ライフサポート研修テキスト」や「認知症者および家族への対応ガイドライン」の積極的な活用 ・かかりつけ医、認知症サポート医および歯科医師、薬剤師、看護師等による早期発見・早期対応 ・認知症初期集中支援チームによる先進的な活動事例の収集およびチームの質の評価や向上のための方策の検討 ・認知症疾患医療センターの関係機関間の調整、助言、支援の機能強化、計画的な整備 ◆医療従事者等の認知症対応力向上の促進 ◆介護サービス基盤整備・介護人材確保・介護従事者の認知症対応力向上の促進 ・市町村および都道府県による介護保険事業計画および介護保険事業支援計画の策定、介護サービス基盤の整備 ・認知症介護基礎研修、認知症介護実践者研修、認知症介護実践</p>	<p>【認知症に関する教育の推進等】 ・学校教育および社会教育における認知症に関する教育の推進 ・認知症の人に関する理解を深めるための運動の展開</p> <p>【認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進等】 ・移動のための交通手段の確保および交通の安全の確保 ・地域において認知症の人を見守るための体制の整備 ・成年後見制度の利用促進 ・消費生活における被害を防止するための啓発 ・認知症の人がその権利を円滑に行使することができるようにするための関係職員に対する研修 ・認知症の人にとって利用しやすい製品およびサービスの開発、普及促進、民間における自主的な取組の促進</p> <p>【認知症の人の社会参加の機会の確保】 ・若年性認知症、その他の認知症の人の就労に関する啓発および知識の普及</p> <p>【認知症の予防等】 ・予防に関する啓発および知識の普及 ・予防に資すると考えられる地域における活動の推進 ・予防に係る情報の収集 ・地域包括支援センター、医療機関、民間団体等の間における連携協力体制の整備</p> <p>【保健医療サービスおよび福祉サービスの提供体制の整備等】 ・認知症に係る専門的な医療の提供等を行う医療機関の整備 ・地域包括ケアシステムの構築を通じ、保健および医療ならびに福祉の相互の有機的な連携の確保 ・医療従事者および介護従事者に対する認知症の人への対応を向上させるための研修の実施、医療および介護に係る人材の確保、養成および資質の向上</p> <p>【相談体制の整備等】 ・認知症の人および家族等からの各種の相談に応じるための必要な体制の整備 ・認知症の人同士および家族等同士が支え合うために交流する活動に対する支援 ・家族等の負担の軽減を図るため、認知症の人の状態に応じた対処についての学習の機会の提供</p> <p>【研究開発の推進等】</p>
-----------------	--	--	--

<p>各種施策について</p>		<p>リーダー研修、認知症介護指導者養成研修の推進</p> <p>◆医療・介護の手法の普及・開発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ケアの事例収集やケアレジストリ研究、ビッグデータを活用した研究等の推進 ・かかりつけ医のためのBPSDに対応する向精神薬使用ガイドライン(第2版)等の普及 ・認知症の生活機能の改善を目的とした認知症のリハビリ技法の開発、先進的な取組の実態調査、事例収集および効果検証の実施 ・医療・介護従事者研修における認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドラインの活用 <p>◆認知症の人の介護者の負担軽減の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護離職を予防するための仕事と介護の両立支援対応モデルの普及推進、介護支援プランの策定支援、仕事と介護の両立支援に取り組む企業への助成金の支給など介護離職ゼロに向けた職場環境の整備 ・認知症カフェを活用した取組の推進 <p>【認知症バリアフリーの推進、若年性認知症の人への支援・社会参加支援】</p> <p>◆「認知症バリアフリー」の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリーのまちづくりの推進 ・移動手段の確保の推進 ・交通安全の確保の推進 ・住宅の確保の推進 ・地域支援体制の強化(「チームオレンジ」を地域ごとに構築) ・認知症に関する取組を実施している企業等の認証制度や表彰(「認知症バリアフリー宣言(仮称)」の検討) ・商品・サービス開発の推進 ・金融商品開発の推進 ・成年後見制度の利用促進 ・消費者被害防止施策の推進 ・虐待防止施策の推進 ・認知症に関する様々な民間保険の推進 ・違法行為を行った高齢者等への福祉的支援 <p>◆若年性認知症の人への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若年性認知症支援コーディネーターの配置等 <p>◆社会参加支援</p> <p>【研究開発・産業促進・国際展開】</p> <p>◆認知症の予防、診断、治療、ケア等のための研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症の予防法、診断法、治療法、リハビリテーションモデル、介護モデル等の研究開発 	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症の本態解明、認知症および軽度認知障害の予防、診断および治療に関する方法の開発、その他の認知症の予防等に資する事項ならびに認知症の人の状態に応じたリハビリテーションおよび介護方法の開発、その他の認知症の人の生活の質の維持向上等に資する事項についての基礎研究および臨床研究の促進、その成果の活用 <p>【認知症施策の策定に必要な調査の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症に関する調査の実施および調査に必要な体制の整備 <p>【多様な主体の連携等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様な主体が連携して認知症施策に取り組む <p>【国際協力】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国政府、国際機関または関係団体等との情報の交換
-----------------	--	---	---

		<ul style="list-style-type: none"> ◆研究基盤の構築 ◆産業促進・国際展開 	
その他	【定義】		<p>【認知症の日(9月21日)および認知症月間(9月1日から30日まで)を設ける(事業の実施および奨励)】</p> <p>【法制上の措置等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症施策の実施に必要な法制上または財政上の措置を講ずる <p>【認知症施策推進基本計画】</p> <p>【都道府県認知症施策推進計画】</p> <p>【市町村認知症施策推進計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、少なくとも5年ごとに認知症施策推進基本計画の策定および評価(国、都道府県および市町村) <p>【認知症施策推進本部の設置】</p> <p>【所掌事務】</p> <p>【組織】</p>